

風致地区における建築等の許可申請について

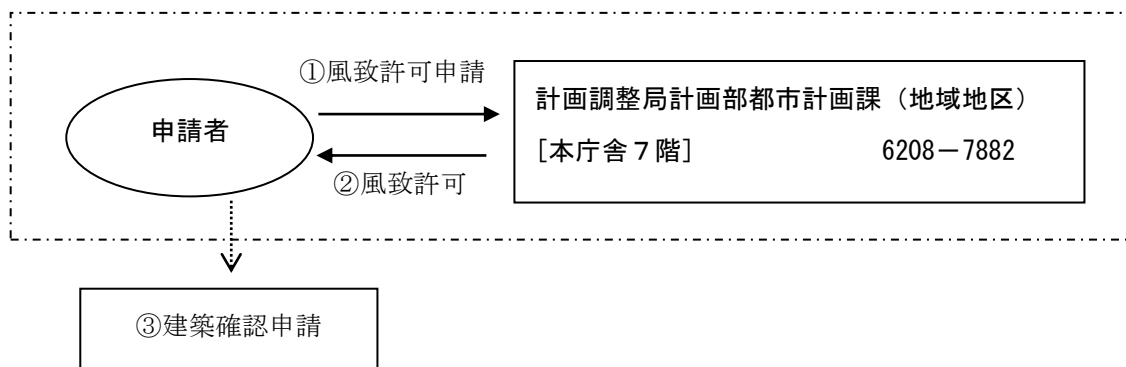
最近訂正 R3.11

■ 事前相談

風致地区内で建築等の許可申請をしようとする場合は、配置計画・植栽計画等について都市計画課（地域地区）に事前にご相談ください。（木竹の伐採等も許可の対象になることがあるので、現況の植栽等を十分調査のうえご相談ください。）

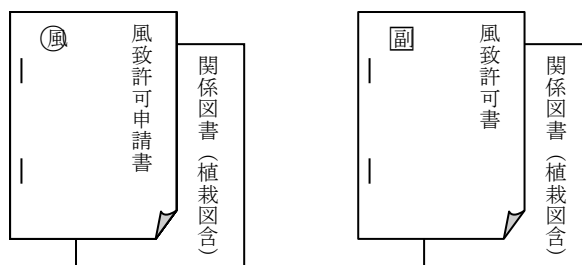
風致地区内の規制や許可基準等の内容については、パンフレット（「風致地区における建築等について」）をご参照ください。

■ 許可申請手続



[許可申請書]

「風致地区許可申請書」のうち㊦・㊧を使用し、関係図書（委任状、図面等）を下図のように2部セットしてください。



[関係図書] (一般例)

- ① 委任状 <風致地区内の建築等の許可申請手続に関する権限を委任する>旨を明記したものを㊟許可申請書に原本を、㊠許可書には写しを添付してください。
- ② 付近の現況図
- ③ 配置図 建築物にあつては当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離を記入してください。
- ④ 求積図
- ⑤ 平面図
- ⑥ 断面図
- ⑦ 立面図 意匠・色彩がわかるように着色したもの。
- ⑧ 植栽計画図 着色したもの。(支障がない場合は、配置図と共用可能)
- ⑨ 植栽立面図 道路側からみた立面姿図で着色したもの。(支障がない場合は、立面図と共用可能)

— <風致地区申請全般に関する問い合わせ> —

大阪市 計画調整局計画部 都市計画課 (地域地区) [本庁舎 7 階] 電話 6208-7882

この用紙及び許可申請書については 大阪市のホームページでもご覧いただけます。

大阪市HP → 産業・ビジネス → 手続き・届出 → 建築の手続き・届出
→ 都市計画法等に基づく手続き・届出 → 風致地区内における行為について